

別表第1 参考項目

5 規則別表第1の2の項の工に掲げる事業（以下「湖沼水位調節施設事業」という。）

環境要素の区分 (細区分)			影響要因の区分 (細区分)			工事の実施			土地又は工作物の存在及び供用	
			堤防の工事	水門の工事	しゅんせつの工事	堤防及び水門の存在並びに こととなる水底の存在 施設の操作により露出する	水門の供用			
調査、予測及び評価されるべき環境要素 環境の自然的構成要素の良好な状態の保持を旨として	大気環境	大気質	粉じん等	○	○	○				
		騒音	騒音	○	○	○				
		振動	振動	○	○	○				
	水環境	水質	水の濁り		○	○		○		
			富栄養化					○		
			溶存酸素量					○		
	地下水	地下水の水位					○			
土壌に係る環境その他の環境	地形及び地質	重要な地形及び地質				○	○			
環境要素 保全を旨として調査、予測及び評価されるべき 生物の多様性の確保及び自然環境の体系的	動物	重要な種及び注目すべき生息地	○	○	○	○	○			
	植物	重要な種及び群落	○	○	○	○	○			
	生態系	地域を特徴づける生態系	○	○	○	○	○			
要素 測及び評価されるべき環境 の確保を旨として調査、予 人と自然との豊かな触れ合	景観	主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観				○	○			
	人と自然との触れ合いの活動の場	主要な人と自然との触れ合いの活動の場	○	○	○	○	○			
環境要素 より予測及び評価されるべき 環境への負荷の量の程度に	廃棄物等	廃棄物	○	○	○	○	○			
		建設工事に伴う副産物	○	○	○					
環境要素 れるべき環境要素 ついて調査、予測及び評価さ 一般環境中の放射性物質に	放射線の量		○ ※	○ ※	○ ※					
備考 1 ○印は、各欄に掲げる環境要素が、影響要因の区分の項に掲げる各要因により影響を受けるおそれがあるものであることを示す。 2 この表における「影響要因の区分」は、次に掲げる湖沼水位調節施設事業における一般的な事業の内容を踏まえて区分したものである。 ア 盛土等を行い堤防を設置する「堤防の工事」を行う。 イ 土砂等の掘削を行い水門を設置する「水門の工事」を行う。 ウ 土砂等の掘削及び浚渫を行う「しゅんせつの工事」を行う。 エ 堤防、水門等の施設及び施設の操作により露出することとなる水底が存在する。 オ 水門を操作し流水の貯留又は取水の用に供する。										